

○厚生労働省告示第四十一号
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項、第七十四条第四項、第七十五条第四項及び第七十六条第三項の規定に基づき、
定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準等の一部を改正する告示)
第一条 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後	改	正	前
2 (略)				2 (略)		
3 (略)				3 保険医療機関のうち、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四条第一項に規定する地域医療支援病院(同法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床(第十一条第二項において「許可病床」という。)の数が四百以上であるものに限る。)及び同法第四条の二第一項に規定する特定機能病院であるものは、健康保険法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。	3 保険医療機関のうち、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四条第一項に規定する地域医療支援病院(同法第七条第二項第五号に規定する一般病床(児童福祉法(昭和二十二年法律第一百六十四号)第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関及び同法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に係るものを除く。)の数が五百以上であるものに限る。)及び医療法第四条の二第一項に規定する特定機能病院であるものは、健康保険法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。	3 保険医療機関のうち、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四条第一項に規定する地域医療支援病院(同法第七条第二項第五号に規定する一般病床(児童福祉法(昭和二十二年法律第一百六十四号)第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関及び同法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に係るものを除く。)の数が五百以上であるものに限る。)及び医療法第四条の二第一項に規定する特定機能病院であるものは、健康保険法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。
4 (略)				4 (略)		
5 第十五条 (略)				5 第十五条 (略)		
6 第十六条 (略)				6 第十六条 (略)		
7 第十七条 (略)				7 第十七条 (略)		
8 第十八条 (略)				8 第十八条 (略)		
9 第十九条 (略)				9 第十九条 (略)		
10 第二十条 (略)				10 第二十条 (略)		
11 第二十一条 (略)				11 第二十一条 (略)		
12 第二十二条 (略)				12 第二十二条 (略)		
13 第二十三条 (略)				13 第二十三条 (略)		
14 第二十四条 (略)				14 第二十四条 (略)		
15 第二十五条 (略)				15 第二十五条 (略)		
16 第二十六条 (略)				16 第二十六条 (略)		
17 第二十七条 (略)				17 第二十七条 (略)		
18 第二十八条 (略)				18 第二十八条 (略)		
19 第二十九条 (略)				19 第二十九条 (略)		
20 第三十条 (略)				20 第三十条 (略)		
21 第三十一条 (略)				21 第三十一条 (略)		
22 第三十二条 (略)				22 第三十二条 (略)		
23 第三十三条 (略)				23 第三十三条 (略)		
24 第三十四条 (略)				24 第三十四条 (略)		
25 第三十五条 (略)				25 第三十五条 (略)		
26 第三十六条 (略)				26 第三十六条 (略)		
27 第三十七条 (略)				27 第三十七条 (略)		
28 第三十八条 (略)				28 第三十八条 (略)		
29 第三十九条 (略)				29 第三十九条 (略)		
30 第四十条 (略)				30 第四十条 (略)		
31 第四十一条 (略)				31 第四十一条 (略)		
32 第四十二条 (略)				32 第四十二条 (略)		
33 第四十三条 (略)				33 第四十三条 (略)		
34 第四十四条 (略)				34 第四十四条 (略)		
35 第四十五条 (略)				35 第四十五条 (略)		
36 第四十六条 (略)				36 第四十六条 (略)		
37 第四十七条 (略)				37 第四十七条 (略)		
38 第四十八条 (略)				38 第四十八条 (略)		
39 第四十九条 (略)				39 第四十九条 (略)		
40 第五十条 (略)				40 第五十条 (略)		
41 第五十一条 (略)				41 第五十一条 (略)		
42 第五十二条 (略)				42 第五十二条 (略)		
43 第五十三条 (略)				43 第五十三条 (略)		
44 第五十四条 (略)				44 第五十四条 (略)		
45 第五十五条 (略)				45 第五十五条 (略)		
46 第五十六条 (略)				46 第五十六条 (略)		
47 第五十七条 (略)				47 第五十七条 (略)		
48 第五十八条 (略)				48 第五十八条 (略)		
49 第五十九条 (略)				49 第五十九条 (略)		
50 第六十条 (略)				50 第六十条 (略)		
51 第六十一条 (略)				51 第六十一条 (略)		
52 第六十二条 (略)				52 第六十二条 (略)		
53 第六十三条 (略)				53 第六十三条 (略)		
54 第六十四条 (略)				54 第六十四条 (略)		
55 第六十五条 (略)				55 第六十五条 (略)		
56 第六十六条 (略)				56 第六十六条 (略)		
57 第六十七条 (略)				57 第六十七条 (略)		
58 第六十八条 (略)				58 第六十八条 (略)		
59 第六十九条 (略)				59 第六十九条 (略)		
60 第七十条 (略)				60 第七十条 (略)		
61 第七十一条 (略)				61 第七十一条 (略)		
62 第七十二条 (略)				62 第七十二条 (略)		
63 第七十三条 (略)				63 第七十三条 (略)		
64 第七十四条 (略)				64 第七十四条 (略)		
65 第七十五条 (略)				65 第七十五条 (略)		
66 第七十六条 (略)				66 第七十六条 (略)		
67 第七十七条 (略)				67 第七十七条 (略)		
68 第七十八条 (略)				68 第七十八条 (略)		
69 第七十九条 (略)				69 第七十九条 (略)		
70 第八十条 (略)				70 第八十条 (略)		
71 第八十一条 (略)				71 第八十一条 (略)		
72 第八十二条 (略)				72 第八十二条 (略)		
73 第八十三条 (略)				73 第八十三条 (略)		
74 第八十四条 (略)				74 第八十四条 (略)		
75 第八十五条 (略)				75 第八十五条 (略)		
76 第八十六条 (略)				76 第八十六条 (略)		
77 第八十七条 (略)				77 第八十七条 (略)		
78 第八十八条 (略)				78 第八十八条 (略)		
79 第八十九条 (略)				79 第八十九条 (略)		
80 第九十一条 (略)				80 第九十一条 (略)		
81 第九十二条 (略)				81 第九十二条 (略)		
82 第九十三条 (略)				82 第九十三条 (略)		
83 第九十四条 (略)				83 第九十四条 (略)		
84 第九十五条 (略)				84 第九十五条 (略)		
85 第九十六条 (略)				85 第九十六条 (略)		
86 第九十七条 (略)				86 第九十七条 (略)		
87 第九十八条 (略)				87 第九十八条 (略)		
88 第九十九条 (略)				88 第九十九条 (略)		
89 第一百条 (略)				89 第一百条 (略)		
90 第一百零一条 (略)				90 第一百零一条 (略)		
91 第一百零二条 (略)				91 第一百零二条 (略)		
92 第一百零三条 (略)				92 第一百零三条 (略)		
93 第一百零四条 (略)				93 第一百零四条 (略)		
94 第一百零五条 (略)				94 第一百零五条 (略)		
95 第一百零六条 (略)				95 第一百零六条 (略)		
96 第一百零七条 (略)				96 第一百零七条 (略)		
97 第一百零八条 (略)				97 第一百零八条 (略)		
98 第一百零九条 (略)				98 第一百零九条 (略)		
99 第一百一十条 (略)				99 第一百一十条 (略)		
100 第一百一十一条 (略)				100 第一百一十一条 (略)		
101 第一百一十二条 (略)				101 第一百一十二条 (略)		
102 第一百一十三条 (略)				102 第一百一十三条 (略)		
103 第一百一十四条 (略)				103 第一百一十四条 (略)		
104 第一百一十五条 (略)				104 第一百一十五条 (略)		
105 第一百一十六条 (略)				105 第一百一十六条 (略)		
106 第一百一十七条 (略)				106 第一百一十七条 (略)		
107 第一百一十八条 (略)				107 第一百一十八条 (略)		
108 第一百一十九条 (略)				108 第一百一十九条 (略)		
109 第一百二十条 (略)				109 第一百二十条 (略)		
110 第一百二十一条 (略)				110 第一百二十一条 (略)		
111 第一百二十二条 (略)				111 第一百二十二条 (略)		
112 第一百二十三条 (略)				112 第一百二十三条 (略)		
113 第一百二十四条 (略)				113 第一百二十四条 (略)		
114 第一百二十五条 (略)				114 第一百二十五条 (略)		
115 第一百二十六条 (略)				115 第一百二十六条 (略)		
116 第一百二十七条 (略)				116 第一百二十七条 (略)		
117 第一百二十八条 (略)				117 第一百二十八条 (略)		
118 第一百二十九条 (略)				118 第一百二十九条 (略)		
119 第一百三十条 (略)				119 第一百三十条 (略)		
120 第一百三十一条 (略)				120 第一百三十一条 (略)		
121 第一百三十二条 (略)				121 第一百三十二条 (略)		
122 第一百三十三条 (略)				122 第一百三十三条 (略)		
123 第一百三十四条 (略)				123 第一百三十四条 (略)		
124 第一百三十五条 (略)				124 第一百三十五条 (略)		
125 第一百三十六条 (略)				125 第一百三十六条 (略)		
126 第一百三十七条 (略)				126 第一百三十七条 (略)		
127 第一百三十八条 (略)				127 第一百三十八条 (略)		
128 第一百三十九条 (略)				128 第一百三十九条 (略)		
129 第一百四十条 (略)				129 第一百四十条 (略)		
130 第一百四十一条 (略)				130 第一百四十一条 (略)		
131 第一百四十二条 (略)				131 第一百四十二条 (略)		
132 第一百四十三条 (略)				132 第一百四十三条 (略)		
133 第一百四十四条 (略)				133 第一百四十四条 (略)		
134 第一百四十五条 (略)				134 第一百四十五条 (略)		
135 第一百四十六条 (略)				135 第一百四十六条 (略)		
136 第一百四十七条 (略)				136 第一百四十七条 (略)		
137 第一百四十八条 (略)				137 第一百四十八条 (略)		
138 第一百四十九条 (略)				138 第一百四十九条 (略)		
139 第一百五十条 (略)				139 第一百五十条 (略)		
140 第一百五十一条 (略)				140 第一百五十一条 (略)		
141 第一百五十二条 (略)				141 第一百五十二条 (略)		
142 第一百五十三条 (略)				142 第一百五十三条 (略)		
143 第一百五十四条 (略)				143 第一百五十四条 (略)		
144 第一百五十五条 (略)				144 第一百五十五条 (略)		
145 第一百五十六条 (略)				145 第一百五十六条 (略)		
146 第一百五十七条 (略)				146 第一百五十七条 (略)		
147 第一百五十八条 (略)				147 第一百五十八条 (略)		
148 第一百五十九条 (略)				148 第一百五十九条 (略)		
149 第一百六十条 (略)				149 第一百六十条 (略)		
150 第一百六十一条 (略)				150 第一百六十一条 (略)		
151 第一百六十二条 (略)				151 第一百六十二条 (略)		
152 第一百六十三条 (略)				152 第一百六十三条 (略)		
153 第一百六十四条 (略)				153 第一百六十四条 (略)		
154 第一百六十五条 (略)				154 第一百六十五条 (略)		
155 第一百六十六条 (略)				155 第一百六十六条 (略)		
156 第一百六十七条 (略)				156 第一百六十七条 (略)		
157 第一百六十八条 (略)				157 第一百六十八条 (略)		
158 第一百六十九条 (略)				158 第一百六十九条 (略)		
159 第一百七十条 (略)				159 第一百七十条 (略)		
160 第一百七十一条 (略)				160 第一百七十一条 (略)		
161 第一百七十二条 (略)				161 第一百七十二条 (略)		
162 第一百七十三条 (略)				162 第一百七十三条 (略)		
163 第一百七十四条 (略)				163 第一百七十四条 (略)		
164 第一百七十五条 (略)				164 第一百七十五条 (略)		
165 第一百七十六条 (略)				165 第一百七十六条 (略)		
166 第一百七十七条 (略)				166 第一百七十七条 (略)		
167 第一百七十八条 (略)				167 第一百七十八条 (略)		
168 第一百七十九条 (略)				168 第一百七十九条 (略)		
169 第一百八十条 (略)				169 第一百八十条 (略)		
170 第一百八十一条 (略)				170 第一百八十一条 (略)		
171 第一百八十二条 (略)				171 第一百八十二条 (略)		
172 第一百八十三条 (略)				172 第一百八十三条 (略)		
173 第一百八十四条 (略)				173 第一百八十四条 (略)		
174 第一百八十五条 (略)				174 第一百八十五条 (略)		
175 第一百八十六条 (略)				175 第一百八十六条 (略)		
176 第一百八十七条 (略)				176 第一百八十七条 (略)		
177 第一百八十八条 (略)				177 第一百八十八条 (略)		
178 第一百八十九条 (略)				178 第一百八十九条 (略)		
179 第一百九十一条 (略)				179 第一百九十一条 (略)		
180 第一百九十二条 (略)				180 第一百九十二条 (略)		
181 第一百九十三条 (略)				181 第一百九十三条 (略)		
182 第一百九十四条 (略)				182 第一百九十四条 (略)		
183 第一百九十五条 (略)				183 第一百九十五条 (略)		
184 第一百九十六条 (略)				184 第一百九十六条 (略)		
185 第一百九十七条 (略)				185 第一百九十七条 (略)		
186 第一百九十八条 (略)				186 第一百九十八条 (略)		
187 第一百九十九条 (略)				187 第一百九十九条 (略)		
188 第一百二十条 (略)				188 第一百二十条 (略)		
189 第一百二十一条 (略)				189 第一百二十一条 (略)		
190 第一百二十二条 (略)				190 第一百二十二条 (略)		
191 第一百二十三条 (略)				191 第一百二十三条 (略)		
192 第一百二十四条 (略)				192 第一百二十四条 (略)		
193 第一百二十五条 (略)				193 第一百二十五条 (略)		
194 第一百二十六条 (略)				194 第一百二十六条 (略)		
195 第一百二十七条 (略)				195 第一百二十七条 (略)		
196 第一百二十八条 (略)				196 第一百二十八条 (略)		
197 第一百二十九条 (略)				197 第一百二十九条 (略)		
198 第一百三十条 (略)				198 第一百三十条 (略)		
199 第一百三十一条 (略)				199 第一百三十一条 (略)		
200 第一百三十二条 (略)				200 第一百三十二条 (略)		
201 第一百三十三条 (略)				201 第一百		

(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件の一部改正)
第二条 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件 (平成二十四年厚生労働省告示第七十四号) の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

附 則	改 正		前
	改	正	
1 この告示は、平成三十年四月一日から適用する。	ただし、保険医療機関（病院を除く。）において、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、この告示による改正二第二項又は第二十六条の五第二項の規定にかかわらず、当分の間、患者から求められることで足りるものとし、明細書の交付を無償で行うことが困難であることについて正当な理由がある場合は、この告示による改正後の第五条の二第三項又は第二三項の規定にかかわらず、当分の間、明細書の交付を有償で行うことができるものとする。	ただし、保険医療機関（病院を除く。）及び保険薬局において、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、この告示による改正後の第五条の二第二項又は第二十六条の五第二項の規定にかかわらず、当分の間、患者から求められたときに明細書を交付することで足りるものとし、明細書の交付を無償で行うことが困難であることについて正当な理由がある場合は、この告示による改正後の第五条の二第三項又は第二十六条の五第三項の規定にかかわらず、当分の間、明細書の交付を有償で行うことができるものとする。	
2 この告示の適用の日以後、第一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（以下「新療担基準」という。）第五条第三項の規定により、同項各号に掲げる措置を講ずることを要する保険医療機関（この告示の適用の日前において、第一条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第五条第三項各号に掲げる措置を講ずることを要しなかつたものに限る。）において、新療担基準第五条第三項第二号に掲げる措置を講ずることが困難であることについて正当な理由がある場合は、同号の規定にかかわらず、平成三十年九月三十日までの間、同号に掲げる措置を講ずることを要しない。			